

平成30年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

(国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)分)

1 日 時

平成31年(2019年)3月15日(金)午後1時00分から午後3時10分
まで

2 場 所

熊本市北部公民館 大会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

飯野委員、大石委員、奥村委員、小畑委員、川井委員、木部委員、小林委員、
坂梨委員、松田委員、森委員(15人中10人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課)

緒方課長、中山課長補佐、守江参事、前田主任技師

(3) 関係機関

熊本県道路整備課、熊本市環境政策課、合志市環境衛生課、環境省九州地方環
境事務所環境対策課

(4) 事業関係者

①事業予定者 国土交通省熊本河川国道事務所

②都市計画決定権者 熊本県都市計画課、熊本市都市政策課

(5) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)環境影響評価準備書」について

5 議事概要

事務局(環境保全課)から、国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)の環境
影響評価手続きについて説明した。また、事業予定者等から事業概要と環境影響評
価準備書についての概要の説明が行われた。

主な質疑の概要

会長	それでは、審議に入る。質問がある方は挙手しての発言をお願いする。
委員	工事の際にドローンを活用するのか。猛禽類に対する影響が懸念される。
事業予定者等	ドローンの利用については、事業実施段階において、法令による制限や猛禽類の生息状況等を考慮し、専門家の意見を踏まえ、検討・調整していく。
委員	事業予定者等見解によると、国や市の史跡に影響ない箇所を通過するとのことだが、いつごろルートを立案したのか。
事業予定者等 委員	ルートは、去年11月に都市計画の素案として示させて頂いた。 その際、文化財関連の所轄への相談はされているか。
事業予定者等	現状では、一部、埋蔵文化財はルートを通過するが、史跡については全て回避する計画としている。
委員	史跡を回避するという意見に対して、文化財の担当部署はそれでいい、という判断だったのか。どちらに相談されたのか。そちらで判断されたのか。
事業予定者等	現在の史跡を回避したルートは、既存文献を基に回避していると判断させていただいた。
委員	4つの史跡のなかで特に懸念するのが国史跡の二子山石器製作遺跡である。これは、露頭というか表面に出ている玄武岩性の安山岩に、縄文人たちが来て石器を作った場所で、菊池川から白川にかけての一大規模集落を支えた石材のリソースとして重要な地点として認知され、およそ50年前に史跡指定されたものである。こうした石材産地における古い時代の研究や調査では、指定地が非常に限定的に、狭く設定されている可能性がある。地質学上の特徴からいうと、おそらくドーム状の先端の一番上の部分だけ露出した部分を調査し、指定していると思うが、裾野の広がりという可能性がある。石材が分布する範囲がわからないので言明はできないが、原産地遺跡では多様な人為的な行為が出てくる可能性がある。そうなると、

そこに遺跡の価値があるので、道路建設側に立って考えた場合、史跡地拡大が懸念される。

現代的な調査のレベルからいくと、実際に北海道の遺跡等で、非常に広大な地域を原産地遺跡として把握するようなことを行っている。そういった場合、触らないというより、出てきてしまうということがありうる。今回の事業では、埋蔵文化財と史跡を区別して考えておられるが、これも埋蔵文化財なので出てきた場合、非常に問題となる。理想を言えば、計画段階での認識を文化財担当と共有して頂きたかったが、今となってはできないので、早急にそういった史跡地拡大のおそれがないのか、県の部署に相談したほうがいいと思う。その辺の対応をお願いしたい。

事業予定者等

現在、都市計画の手続きでルート案を公表しており、広く御意見を頂いている状況である。先生に御指導頂いた内容については、県の文化課に御意見を伺う。

会長

ルートに関しては案ということか、ほぼ確定という認識なのか。

事業予定者等

今、都市計画の手続きをしているところで、私共の考える最適の案を提示しており、具体的に変更ということは考えていない。

会長

ほかにないか。

委員

1つ提案というかお願いがある。水質の面で、表層水については沈砂池を作るとか濁水工事に関する記述があるが、地下水に関する記述が一切ないように思う。工事中は車両が通るし、土砂、浮遊物、濁水が流れるだけでなく、地下への浸透がかなりあると思う。熊本地方は農業地域において硝酸性窒素による地下水汚染があるということは、地下水にそういったものが入ってくるという裏返しでもある。事後調査でもいいので、地下水の調査を入れていただけないかというお願いをしたい。

事業予定者等

地下水については方法書の段階で県知事から意見を頂いており、項目としては選定していないが、工事中の適切な地下水モニタリングについては、事業実施段階において、事業予定者等が県や市の条例等によるルールに基づいて、地下水に影響するような掘削、橋梁の杭等の工事を実施する際は、県や市と調整して、地下水のモニタリング調査を実施していく旨を、方法書の知事意見に対する見解として準備書に記載している。

委員

図書に記載があるならば、今後、そういった認識のもと事後調査をやって頂きたい。

会長

その他ないか。

委員

水の濁りという表現が曖昧に感じていて、浮遊物もあれば、溶けている濁りもあると思う。濁りといった時に濁度だけでよいのか。溶け込んでいるものは濁りではないのか、素朴な疑問としてある。

次に、地域の自然環境のところに地質と地下水のことがあるが、せっかく熊本ではたくさんの調査が行われ、地下水の状況がわかっている。300件くらいのボーリングコアがあって、地下水位、組成もわかっているのに、地下水がどっちに流れているかということが図書には書かれていない。そういう意味で自然の環境をちゃんと文献調査しているのかというのが素朴な疑問である。この準備書では、地表に水が染み込んだらどう動くかを調べていない。そのへんは十分に気を付けてモニタリング調査の方法を考えないと、地下水の下流側でモニタリングが必要なので、調べてやって頂きたいと思う。

事業予定者等

事業実施段階で、地下水のモニタリング調査を実施する際は、文献資料等による地下水の流向等を踏まえ、適切に実施していく。

なお、濁りと汚れについては、アセスメントの水質では、濁りは濁度、浮遊物質量による水の濁り、汚れは水に溶け込んでいる溶解性物質を水の汚れと区分している。

会長

ありがとうございます。ほかにありましたら。

委員

騒音のことで、環境基準の70dB、65dBというのが目標値というアセスメントが多いが、研究仲間ともそれはよくないというのを話している。実測値で40dBくらいの土地があって、70dBまで音を出してもよいというのが環境基準の位置づけではない。実測値で70dBを超えているところがあって、それをなんとか70dBまで下げるとというのが環境基準の位置づけである。70dBは窓を開ける生活を前提としていない。窓を閉めて生活して我慢しなさいというものである。こんなものを目標とするのはよくない。

目標の達成というよりベストを尽くすというアセスメント上の表現がある。幹線道路沿いのような、極端な、やむを得ないような目標を、田園地帯の良好なひばりの鳴き声の聞こえるようなところに当てはめると何も聞こえなくなる。そうした基準値により快適な環

境を汚してほしくないというのが、騒音の専門家としての考え方、意見である。基準が設定されたときからそうした議論はある。これだけの良い環境があるから、それを守るような数値を謳ってほしいというのがある。70dB は例外的な規定なので、そこを目標にはして頂きたくない。

事業予定者等

我々事業予定者等としては、環境影響評価法、環境影響評価条例、技術手法、技術指針等を基に、基準又は目標との整合を評価するとともに、基準達成だけでなく、事業予定者等の実行可能な範囲内で回避又は低減を図るための環境保全措置を検討し、評価している。この様に、アセスのルールに沿って適正に行っている。

委員

それは環境アセスメントの位置づけとして、目標クリア型からベスト追求型で実行可能な範囲でできることをやるというところの目標値を、目標クリア型は 70dB、ベスト追求型がもしあったとして、それを 70dB とするなら何がベスト追求なのか、ということになる。

事業予定者等

我々事業予定者等としては、アセスメント法の概念から、まず、国等で定める基準又は目標との整合を確認しており、アセスのルールに沿って適正に行っている。

委員

いや、それは目標クリア型であって、ベスト追求型と言われているものを反映していないと思う。

事業予定者等

ベスト追求型の考え方として、事業予定者等の実行可能な範囲内で環境保全措置を検討し、回避又は低減が図られているかを評価している。ベスト追求型とは、基準又は目標値を大きく変えるものではないとの認識である。

委員

それはそうである。しかし、ベスト追求型は、基準はこうだがベストを追求するというものだと思う。それが全く表現されておらず、やむを得ないような基準として定められた 70dB を非常に良好な田園地帯にも適用するという間違った解釈が最初からあると考えている。あくまでこれは意見である。

事業予定者等

ご意見は理解できるが、我々事業予定者等としては、環境影響評価法、環境影響評価条例、技術手法、技術指針等を基に、アセスのルールに沿って適正に行っているということで、ご理解いただきたい。

委員

つまり、それ以上のことはしないということで、まずは理解した。それで、もう 1 点、目標値、予測値のみが資料に書かれていて、現状が例えば 47dB、それが 66dB になるというような 20dB 上がって

しまうという比較は記載すべきではないのかと思う。工事用車両の運行に係る予測の数値が基準値等を超えているものについては、事業実施前の現状でも超えているという現状と予測との比較があるが、他は予測値しか記載されていない。事前調査で 40 数 dB くらいだったのが予測値として 60dB だったという表が欲しいなと思う。これは要望である。

事業予定者等

準備書に掲載している騒音の予測結果は、最新の予測手法のプロセスに則して示している。具体的には、自動車の走行は最新の手法により得られた結果を示している。一方の工事用車両の運行による騒音については、最新手法では、現況値に対して上乘せするレベルを予測する式になっているため、現況値と、工事用車両が運行することによる上乘せレベルを示している。この様に、予測したプロセスの違いによって、現況値を載せていると理解頂きたい。

委員

わかった。とはいえ、事前の調査との比較において、現況がこうで、それが開通後こうなると予測される、というのは非常に重要な資料だと思うので、是非、掲載するようにお願いしたい。

事業予定者等

準備書では、各予測位置及び予測地域に対して、整合を図り騒音調査を行っており、予測値と現況値を比較できるように掲載している。

委員

もう 1 点、排水性舗装で騒音が低減されるというものについて質問である。最新の ASJ の音響学会モデルだと、高機能型排水性舗装はほとんど減音効果がないものもある、とのことであった。また、高機能型排水性舗装は耐久性がよいので、採用されるケースが増えているという話もあった。最近、最新のモデルである 2018 の改訂版の解説の発表があったが、排水性舗装がどれくらいのものか少し書いておかれてもよいと思う。

事業予定者等

最新の予測手法である 2018 のモデルが今春公表されるという情報を把握しているが、準備書では現時点での最新版である 2013 のモデルで予測している。その中での排水性舗装の予測式は確立されているが、今後公表される 2018 のモデルで、その予測式が改訂されるとの情報を把握している。

委員

効果が高くなるものとならないものがあるので、そちらを採用されないようにしてほしい。

事業予定者等

事業実施段階で、排水性舗装の詳細を検討していく予定であるが、その際の最新技術を踏まえ、より効果が期待できる技術を採用するよう努めていく。

会長	ほかに。はい。
委員	騒音について、お尋ねしたい。建設機械の稼働に係る騒音の予測結果と規制値が同値のものがある。通常、モデルの予測だと誤差が含まれるため、規制値を超える場合もあると考える。環境保全措置の内容を見ると、防音シート1枚となっているが、2枚にすることは可能なのか。
事業予定者等	基準との整合の観点から、防音シート1枚を採用している。それに加えて、実行可能な範囲内で回避又は低減できる環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用、作業方法の改善を行っていく。事業実施段階において、更に低減が必要と判断される場合は、防音シートを2枚にするなどを検討していく。
会長	ありがとうございます。はい、お願いします。
委員	法面の緑化で種子を吹きつけられる、ということで、3年くらいすると、ヌルデとかアカメガシワなど生えてくると思うが、木本の入った種子などあるのか。
事業予定者等	木本の入った種子もあるようだ。今は、その種子を選べるし、工法としてシートに種子が入っていて、貼り付ける場合もある。吹きつける場合とシート貼り付ける場合があり、現地に応じて、採用を検討していく。
委員	他の工事で、周辺から木本の種子をとって撒くというのもあったので、もし木本の種子が入っているものがあるとよいかと思った。 一面、草っぱらで違和感がないと言われると、普通は木が生えてくると思ったのでお尋ねした。
会長	次、お願いします。
委員	植物の対象種の中にコウホネがあるが、コウホネはため池に生育するものである。今回の工事でため池を埋め立てるのか。
事業予定者等	ため池を埋め立てる計画はない。コウホネはため池での生育を確認しており、保全されると考えられる。
委員	騒音と関係するかもしれないが、人と自然との触れ合いの活動の場について、資料71ページ、②と③でホタルが出てくるということで、快適性の変化を評価されているが、目視ができないことから直

接快適性に変化はない、とされている。

音が個人的には気になるが、夜、ホテルを觀賞される方たちにとって、あまりうるさいというのは状況としてよくないと思う。さっきの騒音の調査で見ると、比較的インターチェンジに近いところで、音が結構うるさいのかなと思う。ホテルの觀賞環境として、本当に快適性が良いのかなというのが気になるところである。

事業予定者等

技術指針では、人と自然との触れ合いの活動の場の影響範囲は、音の影響等が懸念されるバードウォッチング等を含めて約500mとされている。竹迫城跡公園と蛇ノ尾公園は、500m以上離れているため利用性の変化はないと考えている。

委員

さっき仰った、今どれくらい静かに見ることができていて、それが道路建設でだいぶうるさくなるということは、国の基準には関わらないのかもしれないが、個人的には気になる。

環境が森林に囲まれているようで、音も静かになることもあるかと思ったが、どうか。

事業予定者等

準備書の11-2-40ページに騒音コンター図を示している。蛇ノ尾公園、竹迫城跡公園は左下の遠方にあるが、インターチェンジの左下方向の予測範囲の夜間の騒音値で40dB~45dBである。蛇ノ尾公園、竹迫城跡公園は、更に遠い箇所に分布するが、騒音レベルは更に小さくなると推察する。騒音レベルとしても影響は極めて小さいと考えている。

委員

レクリエーションの場所での騒音というと、裁判になった東京の高尾山の事例がある。これまで風のそよぎなどいろんな音が聞こえたのが、道路が通って車の騒音でマスクされてしまったため、裁判となったが改善はされていない。国が保全しようとしないので、今の日本では仕方ない。

ただ、EUではそうした騒音に対する施策が指令として出されていて、静かな環境を保全するというものも含まれていて、人間への影響だけではなく、国として静かな環境を保全するというポリシーを持っている。日本ではそれはないので仕方ないかなと思う。

委員

景観のところで、法面の緑化で大丈夫とのことだが、遮音壁が建つ場所があると思う。それについての配慮はあるか。フォトモンタージュに遮音壁が示されていると目立つかもしれない。そのあたりは検討されているか。

事業予定者等	<p>遮音壁が必要な場所は、騒音予測結果から 3 箇所あるが、その箇所はフォトモンタージュを作成する区間に入っていないので示していない。</p> <p>景観の保全対策として、構造物及び道路付属物のデザイン、色彩等の検討を環境保全措置としているが、遮音壁も道路付属物の一部であり、今後検討していく。また、沿道に住居があり、一部農地利用されている箇所では、事業実施段階で、住民と協議・調整しながら、透光板を採用するなど検討していく。</p>
委員	<p>多分、人がいるところに遮音壁ができると思うので、そういうところもフォトモンタージュがあるといいと思った。</p>
会長	<p>ほかにはないか。</p>
委員	<p>大気に関して、実測の結果と予測評価の結果とあるが、実測された結果が予測の方に組み込まれているのかどうか教えて頂きたい。</p>
事業予定者等	<p>大気質の予測について、環境基準との評価値は NO₂ が日平均値の 98% 値、SPM が年間 2% 除外値である。この評価値を導く過程として、道路からの寄与影響を予測し、実測した結果から設定したバックグラウンド濃度を加えて予測評価している。その結果が環境基準以下となる評価となっている。</p>
委員	<p>わかった。続けてお尋ねしたいが、SPM だと黄砂が来たりすると、自然起源を避けて考えないといけないものもあると思うが、実際測定された際はそうした影響は見られなかったのか。</p>
事業予定者等	<p>現地調査は春夏秋冬の四季に実施している。調査にあたっては、その期間の黄砂予報を確認して、異常な現象の無い時期に調査している。</p>
委員	<p>もう 1 つ、SPM はだいぶ前から規制がかかっている項目だと思うが、今、みなさん興味持たれているのは PM2.5 かと思う。今回は対象ではないので調べてないのだろうが、今後、方針が変わってきそうといった見通しなどあるか。何か見解があれば教えてほしい。</p>
事業予定者	<p>現在、国、県の指針等では NO₂、SPM が予測の対象となっている。</p>

等	国の技術手法では、現時点では科学的知見の蓄積が必要であるとしている。また、都市域の一般的な場での調査結果は、沿道濃度とほぼ同値であり、道路の影響は少ないとしている。この状況から、道路事業の環境影響評価では、PM2.5を予測する必要性は現時点で小さいとされている。ただし、まだ要因等が解明されていないため、今後の動向を把握していく。
委員	地形・地質のシラスドリーネの話で、現地調査の際、合志インターチェンジの予定地の近くで左側に青い看板で横穴群というものを見たが、これはシラスドリーネの小さいものなのかなと思ったが、いかがか。
委員	あれは文化財、お墓である。
委員	ならばよい。
会長	次の事業予定者等もあるので、御意見はあと数件としたい。
委員	日照障害は住居のためのアセスメントなのか。農作物は考慮されないのか。
事業予定者等	現状のアセスメントでは、日照障害の影響は住居を対象としている。ただし、農地への影響、補償等については、事業実施段階において、関係機関の通達等を参考に、対応していく。
会長	他に質問はないか。なければ、これをもって審議を終了する。

※配付資料

- (1) 平成30年度第3回熊本県環境影響評価審査会次第
- (2) 国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）の環境影響評価手続きについて
- (3) 熊本県環境影響評価審査会の意見の照会及び審査会の予定について
- (4) 意見の照会について
- (5) 「国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）」環境影響評価準備書の概要（事業予定者等資料）